

「訴訟の概要」

- 原告 A 氏（の後見人）が、訴外東内京一元職員が原告 A 氏及びその配偶者訴外亡 B 氏に対し横領ないし窃盗行為を行ったことについて国家賠償法第 1 条第 1 項に該当するとして和光市に損害賠償の支払いを求めた訴訟。

- 損害賠償請求金額：7,370 万円及びその遅延損害金

内訳：東内元職員による横領及び窃盗による損害相当金 6,700 万円

弁護士費用相当損害金 670 万円

遅延損害金 平成 31 年 4 月 2 日から支払済まで年 5%

「経緯の概要」

日 付	内 容
令和 4 年 6 月 28 日	訴状が市に郵送で到着。
令和 4 年 9 月 1 日	第 1 回口頭弁論（さいたま地方裁判所）
令和 4 年 10 月 12 日 ～	第 2 回～第 7 回 Web 会議での書面による準備手続き 計 6 回 第 2 回 R4.10.12 第 3 回 R4.11.21 第 4 回 R5.1.17
令和 5 年 6 月 21 日	第 5 回 R5.3.14 第 6 回 R5.5.9 第 7 回 R5.6.21
令和 5 年 8 月 7 日	裁判所より FAX にて、代理人弁護士宛てに市が 6,500 万円支払う旨の和解案が示された。
令和 5 年 10 月 25 日 （当初 9 月 6 日予定→ 裁判所都合で延期）	第 8 回 Web 会議にて、裁判所が示した和解案に対する双方の回答の確認及び協議。 裁判所からの提案で和解額 4,870 万円及び支払時期を令和 6 年 1 月 10 日とする新たな和解案が示された。
令和 5 年 11 月 30 日	令和 5 年和光市議会 12 月定例会に、「損害賠償の額の決定及び和解について」の議案を上程。
令和 5 年 12 月 21 日	議決（上記の議案を市議会が原案のとおり可決）
令和 5 年 12 月 22 日	さいたま地方裁判所が「和解調書」を発出。
令和 5 年 12 月 25 日	代理人弁護士を通じて、市に「和解調書」が到着。
令和 6 年 1 月 9 日	和解金の支払い（和解手続きの完了）